

泉佐野市職労支援共闘会議を結成 (11月30日)

千代松市政の横暴から労働者の権利を守る

支援共闘会議の結成総会には、大勢の仲間がかけつけました。大阪労連の川辺議長が「橋下・維新の会の登場以降公務職場での労働組合と労働者の権利侵害ははなはだしいものがある。泉佐野市職労のたたかいは、民間・公務が一体となって絶対に負けられないたたかいだ。労働組合の当たり前の権利を守るたたかいとして勝利するまで断固たたかおう」と呼びかけました。

泉佐野市職労の昼馬正積委員長からは、「千代松市政になって数々の不当労働行為や市民サービスの切り捨てが行われ厳しい



たたかう決意を語る泉佐野市職労の昼馬委員長

たたかいを強いられているが、自治労連や大阪労連、地域の支えがあって今日まで進めてきた。勝利するまで断固たたかう」と力強い決意が語られました。

吹田市非常勤職員雇い止め撤回裁判証人尋問へ

公務員も労働者—世論に訴える取り組みを

吹田市は、高齢者や障がい者のデイサービス事業に20年以上従事していた藤井雅子さんと福田廣子さんを2012年9月末に雇い止めしました。吹田市労連は「雇い止め撤回闘争対策委員会」を立ち上げ、大阪地裁に提訴しました。

裁判はいよいよ証人尋問(2月22日13:00~大阪地裁809号)、法廷闘争の山場をむかえています。「公務員は任用だから、民間と違い市の裁量で雇い止めしてもいいのか?」「公務員も労働者として、市と労働契約をしているのではないのか?」「配置転



12月1日の「支援する集い」では、吹田関連労働組合・指導員支部がけん玉パフォーマンスで激励

換する余地はなかったのか?」が争点です。裁判所に形式的な判断をさせないために、駅頭宣伝など世論へ訴えていきます。

一方、11月26日には中央労働委員会が橋下前市長に対して「組合事務所撤去には不当労働行為の意思があった」と断罪し、謝罪をすることを命じました。12月15日、橋下前市長は中労委命令を受け入れて市労組に対して「再発防止を誓う」文書を渡しました。

市労組は「この問題は、すべての労働組合の権利侵害に関わる問題である」と、最高裁への要請行動に取り組んでいます。12月18日には、最高裁を300人の仲間が組合旗や横断幕で

取り囲み、「最高裁は上告受理せよ」と訴えました。田所賢治委員長は、「市労組は大阪府が本来の自治体の役割を取り戻すために、職員や市民と手を取り合ってがんばります」と決意を新たに語っています。

たたかってこそ、道はひらける



300人の仲間が最高裁を包囲した(12月18日)

大阪市労組 組合事務所裁判

大阪市は謝罪するなら 庁舎内に組合事務所の確保を

大阪自治労連傘下の単組では、現在、大阪市労組・組合事務所裁判・思想調査アンケート裁判、泉佐野市職労・不当労働行為裁判、守口市職労・非常勤職員雇い止め裁判、枚方市職労・組合事務所裁判、吹田関連労組・非常勤職員雇い止め裁判などのたたかいが続いています。良質な公務員サービスを提供していくために、誰もが安心して働ける職場としていくことが求められます。大阪自治労連は、すべての職場に憲法が生かされるように、全力を挙げて争議の解決をめざしてたたかっています。

中労委が橋下前市長の不当労働行為を断罪

橋下前市長は就任直後から、組合事務所使用不許可・退去や思想調査アンケートの実施など、組合と職員攻撃、恐怖による職場支配を進めてきました。これに対して、市労組は本庁舎地下1階に組合事務所を確保しつつ、真つ向からたたかってきました。組合事務所裁判では大阪高裁で、「団結権侵害や不当労働行為が認められたとしても、それだけで違法となるものではない」という不当判決が下され、現在最高裁での上告受理のたたかいを進めています。



「自遊」のみなさんによるエイサー

政権とおおさか維新の会など補完勢力を少数派にするために、国民の分断を許さず、共同を掲げるために力を発揮していこうと語り、数の力で押し切る政治ではなく、国民の一人ひとりが考え発信し政治に参加する社会、国民こそ主人公の社会をつくっていこうと呼びかけました。ステージでは、エイサーの上演や、争議をたたかう単組、今年市長選挙を迎える単組からたたかう決意が語られました。

来賓の大阪労連議長の川辺和宏さん、日本共産党青年学生対策委員長のわたなべ結さん、大阪自治労連弁護団長の豊川義明さんからあいさつをいただきました。



荒田委員長の年頭のあいさつ

「国民こそ主人公」の社会を

大阪自治労連 2016年旗開き

1月4日 大阪グリーン会館

冒頭のあいさつで荒田功委員長は、大阪市労組組合事務所裁判・思想調査アンケート裁判、泉佐野市の不当労働行為事件のほか、多くの労働争議への支援に対する感謝を述べ、引き続きたたかう決意を語りました。夏の参議院選挙では、戦争への道を歩む自公

今月のキーワード

「お正月」

お正月は年神様を我が家にお迎えして祝う、新年度最初の大切な行事のことで、1年の節目として、日本人はとても大切にしてきました。年神様とは祖先の霊ともいわれ、お正月に高い山からみんなの家へおりてきて、新年の幸せを授けてくれる来方神で、多畑で作物がよくできるように守ってくれる農耕の神様です。その年の年神様がやってくる方角(恵方)にある神社に出かけ、寝ないで新年を迎える「除夜詣」と、元旦におまいりする「元日詣」がありました。大晦日に、除夜の鐘を聞きながら新年を迎える「初詣」はこれらをいっしょにしたものだといわれています。

ジェンダー平等にむけて

民法改正

夫婦が同じ姓(氏)でなければならぬとする民法750条と、女性のみ離婚後6か月の再婚を禁止する民法733条の二つの規定が個人の尊厳と両性の平等を保障する憲法に違反するかどうか争われている訴訟で、原告側と被告側の双方の意見を聞く弁論が12月4日、最高裁判所大法廷で開かれました。弁論を受け、最高裁は12月16日に判決を示しました。夫婦同姓については「規定に男女の不平等は」なく、家族が同じ姓を名乗るのは社会に定着しており、家族の姓を一つに定めることは合理性がある」として「合憲」。再婚禁止規定については100日を越える期間の部分で「違憲」としました。